

2018年6月1日から適用

乗務前・途中の点呼で
「睡眠不足」の確認と
点呼簿への記録が
義務化されました！

睡眠不足は
どうですか？



問題ありません

**睡眠不足により
安全な運転ができない乗務員を
乗務させることはできません**

一般社団法人 茨城県トラック協会
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関

国土交通省は、貨物自動車運送事業における 運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正しました。

1. 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加。
2. 事業者が乗務員の乗務前・途中に行う点呼において、**報告を求め、確認を行う**事項として、**睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無**を追加。
3. 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない又は継続することが出来ないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ることを追加。
4. **点呼時の記録事項**として、**睡眠不足の状況**を追加。

点呼記録簿記載時の注意点

- ※1 確認事項欄に「**睡眠不足の状況**」を追加した点呼記録簿様式を作成する。
- ※2 既存の点呼記録簿に記録する場合は「**疾病・疲労等の状況**」の項目の余白等へ手書きで「**睡眠不足**」と追加してください。

※1: 改正後 乗務途中点呼（中間点呼）についても同様です。

会社名	〇〇運送(株)		支店					
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼							点呼執行者
	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	有気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	睡眠の状況	状況	
〇〇〇〇 (NO.1)	時分 8:00	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	〇	佐藤
△△△△ (NO.2)	時分 7:30	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	× 尾灯整備	佐藤
□□□□ (NO.3)	時分 8:10	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	大阪から指定時に連絡あり異常なし	佐藤
()	時分	対面 TEL その他	有 無	有 無				
()	時分	対面 TEL その他	有 無	有 無				

※2: 既存 乗務途中点呼（中間点呼）についても同様です。

会社名	〇〇運送(株)		支店					
運転者名 (車両番号)	乗務前点呼							点呼執行者
	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	有気帯びの有無	疾病・疲労等の状況	睡眠の状況	状況	
〇〇〇〇 (NO.1)	時分 8:00	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	〇	佐藤
△△△△ (NO.2)	時分 7:30	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	× 尾灯整備	佐藤
□□□□ (NO.3)	時分 8:10	対面 TEL その他	有 無	有 無	〇	〇	大阪から指定時に連絡あり異常なし	佐藤
()	時分	対面 TEL その他	有 無	有 無				
()	時分	対面 TEL その他	有 無	有 無				

睡眠不足

運行管理規程の点呼処理要領にも記載を追加してください。